

カーボンフットプリントレポート及び カーボンフットプリントガイドラインについて

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室
環境省 地球環境局 脱炭素ビジネス推進室
2023年2月16日

1. 意見公募の対象

- ① カーボンフットプリント レポート
- ② カーボンフットプリント ガイドライン（第1部）
- ③ カーボンフットプリント ガイドライン（第2部）

2. 背景

今般、経済産業省では、「サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会」を開催し、製品単位 CO₂ 排出量（カーボンフットプリント;CFP）に関する検討を行い、カーボンフットプリントレポート及びカーボンフットプリントガイドラインの案をとりまとめたところ。

3. 要点

- (1) カーボンフットプリント レポート
 - カーボンニュートラルを実現するためには、個々の企業の取組のみならず、サプライチェーン全体での温室効果ガスの排出削減を進めていく必要があるが、そのためには、脱炭素・低炭素製品（グリーン製品）が選択されるような市場を創り出していく必要があり、その基盤として製品単位の排出量（カーボンフットプリント）を見える化する仕組みが不可欠である。
 - 企業を取り巻く環境も大きな変化を迎えている。顧客企業、消費者、金融市場、政府等の様々なステークホルダーから、サプライチェーン全体における排出量の見える化が求められるようになっており、企業価値を左右する評価指標となりつつある。その結果、サプライチェーン上でカーボンフットプリントを求める動きが広がりつつある。
 - また、EU の炭素国境調整措置（CBAM）、デジタルプロダクトパスポート等のルールや First Movers Coalition（FMC）のようなグローバル企業によるグリーン製品の調達行動など、カーボンフットプリントに着目した国際的なイニシアティブが動き出しており、我が国産業の国際競争力の維持・強化のためにも、カーボンフットプリントの見える化・削減を促す必要がある。
 - 上記のような背景の中、「サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリント算定・検証等に関する検討会」を実施し、カーボンフットプリントを巡る現状と課題、今後の方向性について議論を行った。検討会における議論を踏まえ、以下の3点

を整理することを目的として、カーボンフットプリントレポート（案）を作成した。

- カーボンフットプリントとは何か
- カーボンフットプリントの取組の現状と課題、今後の方向性
- 今後に向けた政策の論点

(2) カーボンフットプリント ガイドライン

- カーボンフットプリントの算定について、ISO14067 等の国際的な基準に基づいて自社独自の算定ルールを策定し、カーボンフットプリントに取り組む企業が国内外で増えつつあるが、算定に取り組む企業において、製品別の算定ルールが策定されている一部の業界・製品を除いては、ISO14067 や GHG Protocol Product Standard を参照している場合が多いが、それらは解釈の余地のある箇所や明記されていない事項があることから、算定を行う企業が自ら解釈し、独自に具体的な算定方法を設定せざるを得ない。
- このため、現状の算定方法の設定では、グリーン製品の公平な選択が困難であるといった公平性の課題や、異なる取引先から異なる方法に基づいた算定を求められるといった課題も存在している。
- また、サプライヤー側の排出量の実績値データ（1次データ）の共有が進まないため、サプライヤーの削減努力が反映されないことから、サプライチェーン全体での GHG 排出削減の動きに繋がりにくいといった課題も存在している。
- 上記の課題の解決に取り組むために、以下で構成するカーボンフットプリントガイドライン（案）を作成した。
 - （第1部） 本ガイドラインに関する基本的考え方、カーボンフットプリントの意義、目的
 - （第2部） カーボンフットプリントに関する取組指針
 - （第3部） カーボンフットプリント実践ガイドなお、「(第3部) カーボンフットプリント実践ガイド」については、カーボンフットプリントの算定・表示に取り組む事業者等を対象とした、実践的なガイドブックとなる内容を予定しており、別途環境省において作成の上で、同ガイドラインの公表時にあわせて公表した。

4. 公表に関する事項

- 意見募集(パブリックコメント)を踏まえ、3月初旬に1週間程度の書面審議を実施し、
 - カーボンフットプリントレポートについては、事務局とりまとめ、座長一任
 - カーボンフットプリントガイドラインについては、経産省および環境省において整理とりまとめの上で、3月末を目途に公表を予定。

以上